

## 電子入札システムの導入について

### 1. 導入趣旨

市では、入札参加事業者の利便性の向上と入札における透明性、公平性、競争性の確保、入札契約事務の効率化を図るため、市が実施する建設工事等における入札案件について電子入札システムの導入を図ります。

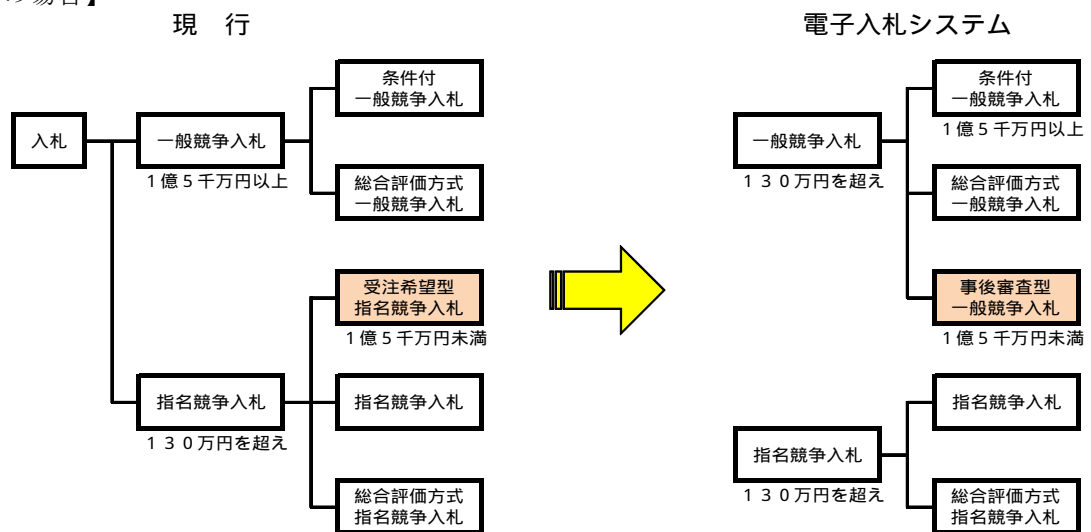
甲賀市電子入札システムとは、インターネットを利用して入札の参加申し込み、入札書の提出、開札などの入札に関する手続を行うものです。

電子入札のシステムは、既に滋賀県で実施されている電子入札システムとの共同利用により、電子入札の操作性の標準化を図ります。

### 2. 入札制度の改正

建設工事の入札制度については、試行的に甲賀市方式受注希望型指名競争入札の運用を行ってきましたが、電子入札システムの導入に伴いこれを廃止し、事後審査型一般競争入札を実施します。

【建設工事の場合】



※事後審査型一般競争入札とは、現行で行っていた入札者全員の資格審査は行わず、開札後に落札候補者に係る資格要件の確認を行います。

#### (1) 電子入札システム運用開始日

平成26年10月1日以降に入札公告を行う案件から適用します。

#### (2) 電子入札システム対象案件

予定価格130万円を超える建設工事。

予定価格 50万円を超える調査・測量・設計等の建設コンサルタント業務委託。

### (3) 電子入札の導入に当たって

- 当面は、紙入札と併用して入札を実施します。
- 物品、役務的業務については、従来どおりの会場入札、郵便入札を実施します。
- システムの内容等については、随時ホームページで情報の公表をします。
- 平成26年8月21日(木)電子入札システムの説明会を開催します。

場 所: 忍の里プララ(甲南町竜法師)

時 間: ①10:30~ ②14:00~

対象事業者: 市内に事業所がある建設会社、建設コンサルタント会社

### (4) 導入スケジュール

平成26年10月1日以降の入札公告案件からの実施を予定しています。

時 期	内 容
平成26年8月からお早目の準備をお願いします	・パソコン、インターネット環境の整備 ・ICカード、ICカードリーダーの準備
平成26年9月中旬より	・電子入札システムへの利用者登録 ※詳細については別途お知らせします
平成26年10月上旬(予定)	・電子入札案件の公告を実施

## 3. 環境の準備

### (1) パソコン、ソフトウェア、ネットワーク環境の準備

電子入札にご利用いただくパソコン機器及びインターネット環境の準備が必要となります。指定された要件を満たすパソコン、インターネット回線であれば、現在お使いのパソコンでもご利用いただけます。

[利用のためのPC環境設定\(pdf\)](#)

### (2) ICカード、ICカードリーダーの準備

インターネット上で使用者“本人”を特定するための電子証明を内蔵したICカード及びカードリーダー(読み取り機)が必要となります。電子入札コアシステム対応の認証局から購入することができます。「対応認証局一覧(pdf)」より直接お問い合わせください。

なお、既に滋賀県の電子入札システムを利用されている事業者の方は、同じICカードが使用可能ですので、新たに調達する必要はありません。ただし、滋賀県の入札と入札契約権限者が異なる場合は、権限者名義のICカードを別途購入していただく必要があります。

[コアシステム対応民間認証局一覧\(pdf\)](#)

### (3) Javaポリシーの設定

Javaポリシーとは、Java実行環境の動作を制御する設定ファイルです。

ICカードリーダーに発注者のアドレスを認識させるため、Javaポリシーの設定が必要となります。設定を行うには、ICカードリーダーの『環境設定ツール』機能を利用します。『環境設定ツール』に関するお問い合わせは、各認証局へお願いします(認証局ごとに設定ツールや設定方法が異なります)。なお、電子入札を行うパソコンが複数ある場合は、それぞれ設定する必要があります。

Javaポリシーの設定値(環境設定ツールにて下記アドレス(URL)をご登録ください。

URL: <https://www.ebs-asp.fwd.ne.jp/CALS/>

(※設定に必要な URL であり、インターネットのアドレスではありません。)

#### (4)利用者登録

利用者登録とは、ICカードの情報と利用者の情報を電子入札システムへ登録する作業です。

電子入札を利用する前には、準備したICカードを使用し、甲賀市電子入札システムに利用登録を行う必要があります。予定では9月中旬ごろの予定をしております。登録手続きの詳細につきましては市のHPでお知らせいたします。

#### (5)ご利用までの流れ

[ご利用までの流れ\(pdf\)](#)をご参照ください。